

(HANDICRAFTS)」(P—8240))が添付されていること及びそれらの記載事項の確認

(2) 郵便物についての取扱い

特惠関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

(原産地認定の基準)

8の2—3 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、令第26条及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。

(2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。

イ 特惠受益国に登録されていること。

ロ 特惠受益国の国旗を掲げて航行していること。

ハ 特惠受益国、その国民又は当該特惠受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特惠受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあつては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特惠受益国又は当該特惠受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。

ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特惠受益国の国民で構成されていること。

ホ 船員の75%以上が当該特惠受益国の国民で構成されていること。

(「原産地が明らかであると認められた物品」の取扱い)

8の2—4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた物品」の取扱いについては、次による。

(1) 「原産地が明らかであると認められた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特惠関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2—4の2の(3)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。

(2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を經由して本邦へ向けて運送されたもの(令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、原産地証明書の提出が必要な物品

として取り扱うものとする。

(少額貨物についての原産地の認定等)

8の2—4の2 令第27条第1項第2号、第3号及び第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 令第27条第1項第2号に規定する「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は関税法第76条第3項の規定による1の提示に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして(ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、特惠税率と関税法基本通達3—2(2)に規定するEPA税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。
- (2) 令第27条第1項第3号に規定する「特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの」とは、関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告において、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合をいう。
- (3) 令第27条第2項に規定する「物品の種類、商標等」とは、当該物品の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいい、「その他の書面」とは、郵便に関する条約に基づく税関票符(グリーン・ラベル)をいい、「その他の書類」とは、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類をいい、これらの書類の写しを含むものとする。

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。
 - イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかつた場合
 - ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後